

平成25年5月17日

受注者各位

名古屋市

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

平成25年度公共工事設計労務単価（新労務単価）については、技能労働者の減少等に伴う労働需給のひっ迫傾向を適切に反映させるとともに、社会保険等への加入の徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を適切に反映させて設定したものとされ、平成24年度公共工事設計労務単価（旧労務単価）に比して大幅に上昇しています。

名古屋市においては、新労務単価に係る国の措置の趣旨にかんがみ、新労務単価の早期適用を図るとともに、別紙の特例措置を講じることとしました。

つきましては、このたびの措置の趣旨をご理解いただき、下請企業との間で既に締結している契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応していただきますようお願いいたします。

平成25年5月17日

平成25年度公共工事設計労務単価の適用に係る特例措置について

1 特例措置の内容

「2」に定める対象工事等の受注者は、名古屋市工事請負契約約款第51条等の規定に基づき、平成24年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」といいます。）に基づく契約を平成25年度公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」といいます。）に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を請求することができます。

2 対象工事等

平成25年4月1日以降に契約を行う工事等（工事請負及び業務委託のうち「公園・道路等の維持管理」又は「残土運搬」の申請業種名により発注されたものをいいます。以下同じ。）のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

3 契約金額の変更

変更後の契約金額については、次の方式により算出します。

$(\text{変更後の契約金額}) = (\text{新労務単価により積算された予定価格}) \times (\text{当初契約の落札率})$

4 変更協議の請求

(1) 期限

契約金額の変更協議の請求期限は、次のいずれか早い時期とします。

① 契約日（契約済みのものは特例措置実施の公表日（平成25年5月17日））の3ヵ月後

② 工期の末日のおおむね10日（土、日、祝日を含みます。）前

(2) 方法

別添の書面を提出してください。

※提出先（本市から別途ご案内します。）

5 その他

(1) 「2」に定める対象工事等の受注者には、本市から個別に説明をさせていただきます。

(2) 今後、工事等で公告等を行う案件については、当面、入札公告、指名通知等に特例措置の対象となるかどうかの記載をします。

財政局契約部契約監理課 (052) 972-2326

※個別の案件についてのお問い合わせは各担当課までお願いします。

別添
平成 年 月 日

様

請負人
所在地
商号又は名称
代表者氏名



平成 25 年度公共工事設計労務単価の適用に係る特例措置による
契約金額の変更の協議について

標記について、 契約約款第 条の規定に基づき、契約
金額の変更の協議を（請求します・請求しません）。

件名

契約日